



三井住友信託の年金 e-NEWS



ご連絡 「退職年金」に係る租税条約適用国について

(DB)No.20210630s

2021年6月30日

三井住友信託銀行 年金信託部 管理グループ

租税条約適用国一覧（※）につきまして、[前回](#)のご案内から以下を変更いたします。

アラブ首長国連邦：日本国内で源泉徴収する取り扱いへ変更

ガンジー：租税条約を締結しているが退職年金条項の存在しない国・地域に追加

マカオ：日中租税条約の適用外であることを、1.(1)の(注1)に記載

(※) 2021年6月24日時点の財務省HPに掲載されていた情報を元に作成しております。

1. 「退職年金」に係る租税条約適用国について

- ・非居住者の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されており、「退職年金」に係る日本国内での源泉所得税の免税（以下、「退職年金条項」）等の措置が定められている場合には、その条約の定めるところにより、「租税条約に関する届出書」をその国内源泉所得の支払者を経由して税務署に提出したときは、その非居住者が支払を受ける国内源泉所得に対する源泉所得税が免除されます。

なお、租税条約を締結しており、退職年金条項等の措置が定められている場合であっても、居住地国の税制等によって「租税条約に関する届出書」の提出が出来ないこともあります。最終的な「租税条約に関する届出書」の提出可否につきましては、受給者様にてご確認いただきますようお願いいたします。

- ・租税条約が締結されていても、「退職年金」に係る日本国内での源泉所得税の課税が定められている、或いは源泉所得税の免税等の措置が定められていない場合は、「租税条約に関する届出書」は提出できず源泉所得税の免除はされません。

(1) 「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域について

<「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域一覧>

- ・「退職年金」にかかる租税条約適用により「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域は次ページをご参照ください。

以下 68 の国・地域になります。

退職年金に係る租税条約適用により「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域一覧			
アイルランド	カザフスタン	タジキスタン	ブルガリア
アゼルバイジャン	カタール国	チェコ	ブルネイ
アメリカ	韓国	中華人民共和国	ベトナム
アルメニア	キルギス	チリ	ベラルーシ
イギリス	クウェート	トルクメニスタン	ポーランド
イスラエル	クロアチア	トルコ	ポルトガル
イタリア	ケイマン	ニュージーランド	香港
インド	サウジアラビア	ノルウェー	マレーシア
インドネシア	ザンビア	パキスタン	メキシコ
ウクライナ	ジャージー	バハマ国	モルドバ
ウズベキスタン	ジャマイカ	バミューダ	ラトビア
エクアドル	ジョージア(グルジア)	ハンガリー	リトアニア
エジプト	シンガポール	バングラデシュ	ルクセンブルク
エストニア	スイス	フィジー	ルーマニア
オーストラリア	スペイン	フィリピン	
オーストリア	スリランカ	フィンランド	
オマーン国	スロバキア	ブラジル	
オランダ	スロベニア	フランス	

(注1) マカオ：日中租税条約の適用外

(注2) 台湾：租税条約に相当する枠組みとして、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（所謂「日台民間租税取決め」）が結ばれておりますが、確定給付企業年金制度は対象となりませんのでご注意ください。

なお、現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されています。

(注3) ペルー：支払期月が 2022 年 1 月以降の年金のお支払いから上記表の対象国となります。

(注4) ウルグアイ：支払期月が 2022 年 1 月以降の年金のお支払いから上記表の対象国となります。

(注5) 租税条約を締結しており、退職年金条項等の措置が定められている場合であっても、居住地国の税制等によって「租税条約に関する届出書」の提出が出来ないこともあります。最終的な「租税条約に関する届出書」の提出可否につきましては、受給者様にてご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 租税条約を締結しているものの「租税条約に関する届出書」を提出することができない国・地域について

①租税条約上、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるが、居住国での控除・免除制度がある国・地域

- ・租税条約上、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるため「租税条約に関する届出書」を提出することができませんが、居住国での租税の額より日本国の租税の額を控除する措置や免除の措置が定められた国・地域があります。当該取扱いとなることが確認できている国・地域は以下のとおりです。

以下の国・地域になります。

租税条約を締結しているが退職年金が国内課税となっている国・地域一覧			
ドイツ	ロシア	デンマーク	アイスランド
ベルギー			

- ・「日本国の租税の額」を証する書類として、「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明願」（以下、「納税証明願」といいます。）があります。「納税証明願」の弊社宛て発行依頼の方法は以下のリンクをご覧ください。

《弊社にて給付事務を承っていないお客さまにつきましてはご参考となります》

[平成29年5月22日付年金e-NEWS（納税証明願の弊社宛て発行依頼の方法について）](#)

②租税条約上、「退職年金」に関する条項の無い国・地域

- ・租税条約を締結しているものの、「退職年金」に関する条項が存在しない場合についても、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるため「租税条約に関する届出書」を提出することはできません。当該取扱いとなることが確認できている国・地域は以下のとおりです。

以下の国・地域になります。

租税条約を締結しているが退職年金条項の存在しない国・地域一覧			
タイ	スウェーデン	カナダ	南アフリカ
ガーンジー (※)			

(※) 今回新たに追加。

2. アラブ首長国連邦の取扱いの変更について

- ・これまでアラブ首長国連邦は、「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域としてご案内しておりましたが、同国は提出不可であることが確認されましたことから、上記1.(1)の表から削除しております（同国居住者は日本国内での源泉徴収の対象となります）。

3. 非居住者に関する事務手続きについて

《弊社にて給付事務を承っていないお客さまにつきましてはご参考となります》

- ・事務手続きに際してのご留意点等は以下のURLをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2021008tenpudbs.pdf>

本紙は以下のURLでも公開しております。ご活用ください（PDF閲覧ソフトが必要です）。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2021008dbs.pdf>

＜本件についてのご照会先＞

三井住友信託銀行 年金信託部 管理グループ

第1チーム ☎03-5404-3058

第2チーム ☎03-5404-3059

第3チーム ☎03-5404-3060



本メールが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが上記照会先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。